平成２９年（フ）第２８８号
長崎県長崎市大手１丁目２番13―101号
破産者　駒場　明美
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬646番地３
破産者　中野　大樹
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第１４号
宮崎市佐土原町東上那珂509番地
破産者　日髙　治夫
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４９０号
鹿児島県鹿児島市真砂町６番13号　ピルジェ401号
破産者　古賀ちひろ
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１号
沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志2031番地159
破産者　野村　　肇
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第２号
沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志2031番地159
破産者　野村由紀子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第２２５号
福岡市中央区天神５丁目10番22号
破産者　瀧　　豊
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８２３号
福岡市南区寺塚１丁目９番25号、前住所福岡市城南区片江１丁目４番８―501号
破産者　松本　勝也
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４０号
福岡市東区香椎駅前１丁目27番15号
破産者　柴田　裕二
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５２号
福岡県福津市若木台１丁目１番地の６
破産者　芝　　洋一
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５号
福岡市南区桧原６丁目26番37号
破産者　有村　美華
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１４４号
福岡市博多区吉塚２丁目15番３－１号、前住所福岡市東区原田１丁目48番４―202号
破産者　篠田商店こと　篠田さゆり
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１６２号
福岡市早良区田村４丁目５番８―502号、前住所福岡市早良区田村３丁目13番20号
破産者　澤井　　香（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字福岡50番地４コーポミウラ２－１号室、旧住所青森県北津軽郡板柳町いたや町３丁目96番地　青山アパート61号室
破産者　外川　光弘
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１３７２号
福岡市早良区南庄６丁目21番26―406号
破産者　家元新太郎
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０４号
福岡市中央区赤坂２丁目５番38号
破産者　岡本　英雄
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３８１号
札幌市南区川沿15条２丁目４番７―202号
破産者　横山　利弘
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３号
青森県五所川原市大字漆川字袖掛163番地12
破産者　一戸　理史
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第３８９号
茨城県那珂郡東海村大字白方264番地５
破産者　遠藤　　武
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３９０号
茨城県那珂郡東海村大字白方264番地５
破産者　遠藤　紀子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所